

海産物の購入を勧める 電話に要注意！



〈相談事例〉

業者から電話で「海産物を送ります。」と連絡があった。いらないと断ると、「2か月前に2万円の商品を注文している。1万円で受け取ってほしい。」と言われ、断り切れずに了承してしまった。一晩考えたが、やはり断りたい。

(80歳代 女性)

《アドバイス》

- 不要であれば、きっぱりと断りましょう。一方的に商品を送ってきた場合は、受け取りを拒否しましょう。
- 代金を支払い、商品を受け取った場合でも、業者に対し、返金を求めることができます。
- 電話勧誘で契約した場合は、「クーリング・オフ」ができます。
- 業者の説明に不信感や疑問を抱いたら、消費生活センター、もしくは警察(相談専用電話#9110)へご相談ください。



※通話料はすべて有料です

消費者ホットライン(局番なし) ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所14F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



まもりん



みもりん